

深川市営住宅入居請書

1 住宅の所在 深川市

2 団地名及び住宅番号 _____ 団地 _____ 号

私は、上記の市営住宅の入居者として決定した旨通知を受けましたが、入居するにあたり、深川市営住宅条例その他の法令を遵守し、私の責めにより深川市に損害が生じたときは、賠償の責めを負います。

令和 年 月 日

深川市長 田中昌幸様

入居者 現住所 〒 _____ (電話 _____)

(ふりがな)

氏名 _____ 印 (_____ 年 _____ 月 _____ 日生)

勤務先 _____ (電話 _____)

緊急時連絡先 現住所 〒 _____ (電話 _____)

(ふりがな)

氏名 _____ 印 (_____ 年 _____ 月 _____ 日生)

勤務先 _____ (電話 _____)

入居者との関係

裏面の深川市営住宅条例抜粋をご確認ください。

入居年月日	年 月 日	備考	
敷金納入年月日	年 月 日		

(裏)

《 深川市営住宅条例抜粋 》

- ・ 市営住宅に入居しようとするときは、この請書を提出し、最初の家賃の2月分に相当する敷金をあらかじめ納入しなければなりません。
- ・ はじめに同居した親族以外の方を同居させようとするときは、市長の承認が必要です。
- ・ 入居者は、毎年市長に前年の収入を申告しなければなりません。申告を怠ったり収入の報告を拒否したときは、条例第15条第3項の近傍同種の住宅の家賃がかかります。
- ・ 月々の家賃は、収入に応じ毎年度変わります。この家賃は、当月分をその月の末日までに納めなければなりません。
- ・ 月々の家賃は、災害や、病気にかかったとき、収入が減ったときなどに、減免、徴収の猶予をすることができます。この場合は、入居者の申請が必要です。
- ・ 市営住宅の修繕にかかる費用は軽微な修繕などを除いて市が行いますが、入居者や同居者の責により修繕が必要となった場合は、入居者の負担になります。
- ・ 入居者は、市営住宅の使用には、必要な注意を払い、正常な状態において維持する義務があります。これに違反したり、入居者の責により市営住宅をき損したりしたときは入居者が原状に復帰するか、又はその費用を賠償しなければなりません。
- ・ 市営住宅は、入居者以外の者に転貸してはいけません。また、住居以外の用途に使用したり、勝手に模様替えや増築はできません。これらの必要があるときは、市長の承認が必要です。勝手に模様替え、増築などを行うと、直ちに入居者の責任において原状に戻していただきます。
- ・ 市営住宅は、住宅を壊すとき、建て替えるときなどに、法令に従って住宅の明け渡しを求められます。この場合は、申し出があれば他の公営住宅や建て替えた住宅に入居することができますが、住宅を明け渡さないことはできません。
- ・ 入居者が、虚偽の申請によって入居したとき、家賃を3月以上滞納したとき、住宅などを故意に壊すなどの行為をしたときなどには、市営住宅を直ちに退去するように請求することができます。この場合、請求があつてから退去するまでの間、罰則金を課することができます。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に規定する暴力団員であることが判明した場合には、勧告を行い、勧告に従わない場合には市営住宅を直ちに退去するよう請求することができます。
- ・ 市営住宅では、市長が必要と認めたときや、入居者が市営住宅を退去しようとするときに、職員や管理人などが住宅の検査をすることがあります。この場合は、入居者の方は検査にご協力ください。
- ・ 入居者が、詐欺その他の不正行為によって家賃を免れた場合は、その免れた額の5倍以内の過料を科すことがあります。